



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

○昭和三十九年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号の一部を改正する告示

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

〔官庁報告〕

国家試験

平成三十年司法試験合格者
(司法試験委員会)

〔公 告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十九事業年度財務諸表(国立研究開発法人国立がん研究センター・国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁判関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第四条第一項第一号及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十四号)の規定に基づき、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令
大蔵省、厚生省、
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和四十六年農林省、通商産業省、
令第三号)の一部を次のように改正する。
運輸省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法第三条第一項の主務省令で定める業務)</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第一項第六号において同じ。）及びばい煙に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>2 法第三条第一項第二号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条の二第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第二項第六号において同じ。）及び排出水に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>3 法第三条第一項第七号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）第二十三条第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第七項第六号において同じ。）及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>(法第四条第一項の技術的事項)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用する燃料又は原材料の検査</p> <p>二 [略]</p> <p>三 ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修</p> <p>四 ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録</p> <p>五 測定機器の点検及び補修</p> <p>六 事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施</p> <p>七 ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施</p> <p>2 法第四条第一項第二号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施</p> <p>七 [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 法第四条第一項第七号の省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施</p> <p>七 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）および特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 [略]</p> <p>(法第三条第一項の主務省令で定める業務)</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号ハの主務省令で定める業務は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第一項に規定するばい煙発生施設又は特定施設についての事故時の措置およびばい煙に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>2 法第三条第一項第二号ハの主務省令で定める業務は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第十四条の二第一項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排出水に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>3 法第三条第一項第七号ハの省令で定める業務は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）第二十三条第一項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。</p> <p>(法第四条第一項の技術的事項)</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用する燃料または原材料の検査</p> <p>二 [略]</p> <p>三 ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設およびこれに附属する施設の操作、点検および補修</p> <p>四 ばい煙量またはばい煙濃度の測定の実施およびその結果の記録</p> <p>五 測定機器の点検および補修</p> <p>六 特定施設についての事故時における応急の措置の実施</p> <p>七 ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量またはばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施</p> <p>2 法第四条第一項第二号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 特定施設についての事故時における応急の措置の実施</p> <p>七 [略]</p> <p>3～6 [略]</p> <p>7 法第四条第一項第七号の省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 特定施設についての事故時における応急の措置の実施</p> <p>七 [略]</p>

(代理者の選任及び選任等の届出)
第十条 第二条の規定による選任及び第四条の規定による届出は、公害防止統括者の代理者について準用する。

2 第五条の規定による選任及び第七条の規定による届出は、公害防止管理者の代理者について準用する。

3 第八条の規定による選任及び前条の規定による届出は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

(学歴及び実務の経験)

第十一条 令別表第三の下欄に規定する学歴及び実務の経験は、別表第一の上欄に掲げる公害防止管理者の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令第十一条第二号に規定する学歴及び実務の経験は、別表第二に掲げるとおりとする。

(国家試験の基本方針)

第十三条 主務大臣は、国家試験の実施に際し、共同して、問題作成、採点及び合格の判定についての基本方針を定める。

2 [略]

(試験委員)

第十四条 [略]

2 公害防止管理者等試験委員は、公害の防止に関し学識経験のある者及び主務省の職員をもつて充てる。

(合格証書の再交付)

第十七条 前条の書類(以下「合格証書」という。)を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第六の合格証書再交付申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 合格証書を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の合格証書再交付申請書に当該合格証書を添付しなければならない。

3 [略]

(登録基準)

第二十一条 経済産業大臣及び環境大臣は、第十九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 [略]

二 科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。

イ [略]

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者(当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、その後十年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの

ハ [略]

三 [略]

2 [略]

(代理者の選任および選任等の届出)

第十条 第二条の規定による選任および第四条の規定による届出は、公害防止統括者の代理者について準用する。

2 第五条の規定による選任および第七条の規定による届出は、公害防止管理者の代理者について準用する。

3 第八条の規定による選任および前条の規定による届出は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

(学歴および実務の経験)

第十一条 令別表第三の下欄に規定する学歴および実務の経験は、別表第一の上欄に掲げる公害防止管理者の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 令第十一条第二号に規定する学歴および実務の経験は、別表第二に掲げるとおりとする。

(国家試験の基本方針)

第十三条 主務大臣は、国家試験の実施に際し、共同して、問題作成、採点および合格の判定についての基本方針を定める。

2 [略]

(試験委員)

第十四条 [略]

2 公害防止管理者等試験委員は、公害の防止に関し学識経験のある者および主務省の職員をもつて充てる。

(合格証書の再交付)

第十七条 前条の書類(以下「合格証書」という。)を汚し、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第六の合格証書再交付申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 合格証書を汚し、または損じてその再交付の申請をする場合は、前項の合格証書再交付申請書に当該合格証書を添付しなければならない。

3 [略]

(登録基準)

第二十一条 経済産業大臣及び環境大臣は、第十九条第一項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 [略]

二 科目別担当講師及び修了試験委員が、次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者であること。

イ [略]

ロ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上公害防止に関する研究又は実務に従事した経験を有するもの

ハ [略]

三 [略]

2 [略]

(講習修了者等の報告)
第二十八条 登録講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、講習の区分ごとに講習実施年月日、講習受講者数及び講習修了者数を記載した報告書に、講習の区分ごとに講習修了者の氏名、生年月日、住所、講習番号及び修了番号を記載した講習修了者名簿を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 「略」
 (修了証書の再交付)

第三十六条 第十八条第五項の修了証書を汚し、損じ、又は失つて再交付を必要とする者は、当該修了証書を発行した者に、その者が定める修了証書再交付申請書を提出して再交付を受けることができる。

2 修了証書を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の修了証書再交付申請書に当該修了証書を添付しなければならない。

別表第一(第十一条関係)

公害防止管理者の種類	学歴及び実務の経験		実務の内容	経験年数
	学歴	実務の経験		
大気関係第一種公害防止管理者、 大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者	一 「略」 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	「略」	「略」	「略」
水質関係第一種公害防止管理者、 水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者	一 「略」 二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	「略」	「略」	「略」

(講習修了者等の報告)
第二十八条 登録講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、講習の区分ごとに講習実施年月日、講習受講者数、講習修了者数を記載した報告書に、講習の区分ごとに講習修了者の氏名、生年月日、住所、講習番号及び修了番号を記載した講習修了者名簿を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2 「略」
 (修了証書の再交付)

第三十六条 第十八条第五項の修了証書を汚し、損じ、または失なつて再交付を必要とする者は、当該修了証書を発行した者に、その者が定める修了証書再交付申請書を提出して再交付を受けることができる。

2 修了証書を汚し、または損じてその再交付の申請をする場合は、前項の修了証書再交付申請書に当該修了証書を添付しなければならない。

別表第一(第十一条関係)

公害防止管理者の種類	学歴及び実務の経験		実務の内容	経験年数
	学歴	実務の経験		
大気関係第一種公害防止管理者、 大気関係第二種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者	一 「略」 二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	「略」	「略」	「略」
水質関係第一種公害防止管理者、 水質関係第二種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者	一 「略」 二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	「略」	「略」	「略」

別表第二(第十一条関係)

学 歴		実 務 の 経 験	
一 [略]	[略]	[略]	[略]
二 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む)若しくは旧専門学校に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと)又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	[略]	[略]	[略]
三 [略]	[略]	[略]	[略]
四 [略]	[略]	[略]	[略]

別表第二(第十一条関係)

学 歴		実 務 の 経 験	
一 [略]	[略]	[略]	[略]
二 学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	[略]	[略]	[略]
三 [略]	[略]	[略]	[略]
四 [略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、表中第二十一条第一項第二号ロの改正規定、別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省
環境省 省令第七号

学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)の施行に伴い、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第八条の十第二項の規定に基づき、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三日

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令(昭和六十一年通商産業省令第四十六号)の一部を次のように改正する。